

社会福祉法人 長崎市社会福祉事業協会
一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 1月 25日～令和 5年 3月31日までの2年間
2. 内容

目標1 : 令和 5年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 令和3年1月～所定外労働の現状を把握
- 令和3年1月～社内検討委員会での検討開始
- 令和3年1月～ノー残業デーの実施

目標2 : 令和 5年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

〈対策〉

- 令和 3年1月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握する
- 令和 3年1月～社内検討委員会での検討開始
- 令和 3年1月～計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 3年1月～有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始

付 則

この行動計画は、令和 2年11月19日策定